

令和2年（ヨ）第35号 四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分申立事件

債権者 山口裕子 外6名

債務者 四国電力株式会社

準備書面5

(最大加速度以外の耐震性判断要素について)

2021年1月21日

広島地方裁判所民事第4部 御中

債権者ら代理人弁護士 河合 弘之

弁護士 胡田 敏
胡田 敏

ほか

本書面では、最大加速度以外の耐震性判断要素について、準備書面2を補充して述べる。

債務者は、「債権者らが最大加速度のみをもって構造物の耐震性の問題を論じているから債権者らの主張は不当である」と主張した上、第2回審尋期日におけるプレゼンテーションにおいてはあたかもこのことが主たる争点であるかのごとく主張した。債務者の上記主張は概ね債務者準備書面(1)の33~38頁に記載されたものであり、債権者らはこの主張に関しては既に債権者準備書面2の43~44頁において反論したが、反論として不十分ではないかと思われかねないので、更に敷衍してその趣旨を述べる。

債務者は債権者らが最大加速度のみで建物の耐震性を論じているとし、様々な実例を挙げたうえで加速度以外のさまざまな要素が建物の耐震性に影響を与えることを指摘している。この債務者の主張は、債権者らとしても争うものではない。

それにもかかわらず、債権者らが最大加速度で建物の耐震性を論じている理由は、加速度が建物の耐震性に重大な影響を与える客観的で科学的な要素であり、かつ定量的な単位で表示され、旧規制基準及び新規制基準が最大加速度を主たる基準とし

て原発の耐震性について規制を加えているからである。債権者らが最大加速度で建物の耐震性を論じているのは、共通の単位を用いなければ耐震性の比較はできないという当たり前の理由からでもある。

原発の耐震性については「構造躯体の維持」だけでなく、プラントを安全に冷温停止にもついていくための「動的機能の維持」が要求される。具体的には、制御棒の挿入、安全上必要なポンプの起動・停止、安全上重要な弁類の開閉、安全上重要な機器の機能維持に必要な電気・空気・冷却水などの確保、安全上重要な機器の動作に必要な監視制御・計装装置の機能維持等（動的機能）であり、これらの動的機能の中には、地震後ではなく制御棒の挿入など地震の最中に機能しなければならないものもある。

上記の動的機能を司る多様な機器の中にはおそらく加速度の大きさ以外の要素が故障を招きやすい機器もあるであろう。しかし、そういう複雑かつ難解な問題点を無視して規制基準は最大加速度を規制の基準として選択したのである。最大加速度だけでは耐震性の考慮として不十分であるということは規制基準自体を否定するに等しい。その意味で、債務者は「新規制基準に適合しても耐震性即ち安全性は保障されていない」と「権利自白」している。それは伊方原発についての最高裁判決にいう「審査基準に不合理な点」があることを自認しているのである。債権者はその自白を援用する。